

保護者各位

西原町立 坂田保育所

TEL 945-5306

食物アレルギーの除去食について

食物アレルギーをもつ児童が、健康的でアレルギー症状をおこさないよう安心して保育所生活を過ごすために、除去食は医師の診断・指示に基づいて実施することになっております。家庭と保育所が連携を密に進めていきますので保護者のご協力をよろしくお願い致します。

◎除去食が必要な場合

食物除去は医師の診断書「生活管理指導表」をもとに実施します。

アレルギー専門の医療機関を受診し、下記の書類を保育所へ提出してください。

書類提出後、担任保育士、調理員、栄養士等が保護者と面談し給食での対応を決めます。

●提出書類（3部）

1.生活管理指導表・・・医師が記入する。

（提出時期）除去食を開始するときや除去食品が増えるとき。

継続して除去食を行う場合は、年1回更新すること。

2.食物除去の調査表・・・保護者が記入する。

3.食物除去開始・継続申請書・・・保護者が記入する。

※食物除去を漫然と続けるのは、成長期のこどもにとって望ましくありません。

定期的に専門医を受診し、摂取可能になった食品は家庭でも食べさせましょう。

◎除去食を解除する場合

乳児から幼児早期の即時型食物アレルギーは、成長とともに耐性を獲得し食べられるようになることがあります。かかりつけ医と相談の上、除去食を解除する場合は、家庭で複数回、原因食品を食べても症状が起きないことを確認した後、「除去解除申請書」を保護者が記入し、保育所に提出してください。（用紙は保育所にあります。）

完全除去から加工品が摂取可能になるなど、除去の程度が変わる場合にも提出してください。解除後も体調が悪い時は症状が出やすくなります。体調不良の時は保育士にお知らせください。

●提出書類（1部）

1.食物除去解除申請書・・・保護者が記入する。

※気になることやご不明な点があれば、お気軽に栄養士、または保育士までお問い合わせください。

食物除去解除 申請書

坂田保育所 _____ 組

児童名 _____

下記の食品について、医師の指導のもと、これまでに複数回食べても症状がでていないので、保育所における除去の解除をお願いします。

食品名 (例) 卵、つなぎに使う卵、加工品 等

令和 年 月 日

保護者名 _____

食物除去開始・継続 申請書

坂田保育所 _____ 組

児童名 _____

医師の診断の結果、アレルギー症状のある下記食品について
保育所における除去食の開始・継続をお願いします。

食品名 (例) 卵、つなぎに使う卵、加工品 等

令和 年 月 日

保護者名 _____